

のが問題である。介護保険と同じように1割負担をしていくというのは、所得そのものが少なく、かなり大変だと思う。障害者が就労できる場はなく、低所得の中から1割負担となるとサービス利用を減らしていくしかなくなると思う。この法案は、社会で一緒に生活する一員として皆と同じような生活を営んでいくことをそいでしまうのではないかと考えられることから、本請願に賛成であるとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、請願第8号 障害者自立支援法案に関する意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

請願第8号の1件について、厚生委員長の報告は採択であります。厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久議長 起立多数であります。

よって、請願第8号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会報告

大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成17年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました請願2件と継続審査になっておりました請願1件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

最初に、請願第7号 市道382号沼田線(一般県道椿長井線と国道287号線とのアクセス道路)の道路拡幅整備について申し上げます。

なお、当該請願については、紹介議員並びに地元代表者立ち会いのもと現地踏査を行ってから審査に入ったことを申し添えます。

本請願は、泉連合会会長中村豊一氏を代表として道路沿線関係者87名の同意書を添付の上提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、当該市道は、泉地区の生活道路として、また南中学校の通学路として重要な幹線道路であるが、幅員が狭く、対向車との交差にも難渋している。また、冬期間は吹きだまりが多く、登下校時には危険を伴う状態であるので、安全な道路として拡幅整備をお願いしたいとしているものであります。

審査に入り、委員からは、道路拡幅整備の請願となっているが、現地を見たところ用地買収の必要がないように思われる。市道の一般的な規格として整備した場合の概算事業費はどの程度になるのかとの質問がなされ、建設課長からは、当該道路は簡易舗装を施しており、全面的なオーバーレイと一部拡幅舗装をした場合の概算事業費は、およそ500万円から600万円程度に

なるものと思われるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、舗装面を広げるとすると、道路南側のU字溝を高くして工事を行うことになるのかとの質問がなされ、建設課長からは、現在の水路はそのままでも舗装幅員5メートルは確保できるので、工事に当たり側溝のかさ上げなどは必要ないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、冬期間の交通の安全確保という点からも、舗装幅を広げるなどして除雪体制を整え、住民の安全を図る必要があり、願意は理解できるので、本請願に賛成であるとの意見がなされたところであります。

また、委員からは、市の財政状態からすれば、直ちに工事に入ることにはできない旨を地元の説明し、当面は適切な除雪対応により利便性を図るなどしながら地元の要望にこたえていくべきであり、本請願に賛成であるとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第9号 公共工事における建設労働者の労働条件確保に関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、我が国の建設業関連において、緊縮財政のもとで公共工事が減少し、これに伴う企業間の受注競争の激化により、現場で働く労働者の賃金や労働条件が大きく切り下がるという状況が生じている。ILOでも公契約における労働状況に関する条約が決議され、国を初めとして発注者、受注者がそれぞれの責務を果たすことが求められている。ついで、公共工事に従事する建設労働者が良好な労働条件のもとで生活できる賃金を確保するために、それを底支えする制度としての公共

工事における賃金等確保法の制定を求めるよう、意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に入り、最初に商工観光課長並びに建設課長から、全国建設労働組合総連合でまとめた公共工事における賃金等確保法の試案や建設業における長井市内の事業所数及び従業員数の推移、公共工事の労務単価の推移、西置賜管内における県発注工事並びに長井市発注工事の状況などの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、平成14年と16年対比で市発注の工事が箇所数、金額ともに大幅に減少しているが、企業間の競争が激しくなり、現場で働く人の賃金や労働条件にしわ寄せがいつているのではないかととの質問がなされ、建設課長からは、長井市は県の基準にのっとり適正な価格で発注している。また、市発注の事業は減少しているが、県の事業費が減少していないので、市内全体の公共工事としては落ち込んでいないのではないかとと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第三次下請会社が第二次下請会社の倒産により被害を受けるという例があるようだが、市工事発注の際の業者の資本金等も調査しているのかとの質問がなされ、建設課長からは、入札参加申請業者については、経営審査基準によりすべて点数化され、基準に達した業者だけが参加できるようになっているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、公共工事の発注に当たっては、労働者の賃金や労働条件も加味された契約となるのが当然であって、公共工事でのいわゆる中間マージンをとるということをなくして、建設労働者の賃金を世間並みの賃金に引き上げる必要がある。公契約法の制定趣旨は、発注段階の賃金を末端労働者まで波及させるといった一定の水準を保証するルールを確立し、公正な競争が行われることを求めているものであ

り、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

また、委員からは、人件費の問題はいろいろあるが、卸売や物流関係の業種の労働者も大変であり、さらに単純軽作業やパート化の進展などを考えると、建設労働者だけをとらえて論ずることはいかなものか、継続して検討してみることがあるのではないかと意見がなされたところであります。

さらに、委員からは、建設労働者に限らず、全労働者に言えることであるが、公共工事の抑制等で雇用機会も失われつつある。このような中で、労働条件を確保し、建設労働者の環境改善が図られるように努めていく必要があり賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

次に、継続審査となっております請願第13号 W T O 農業交渉および東アジア各国との F T A 交渉に関する請願について申し上げます。

本請願は、長井・西置賜労農活動者会議議長、蒲生吉夫氏から提出されたもので、昨年12月定例会において本委員会に付託になり、継続審査となっているものであります。

討論に入り、委員からは、W T O 農業交渉や F T A (二国間自由貿易協定)による関税の撤廃で農産物がすべて自由化されるのではないかと農家の不安から、それを許さないという声を政府に対して上げてほしいとの願いで本請願がなされたものと思う。本請願を採択し、意見書を提出することにより、米価を守るということにもつながるので、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

また、委員からは、本請願については、いろいろと調査しなければならないということで継

続になってきたが、近々W T O の非公式閣僚会議が開かれるということでもあり、国内の農林水産業をどうやって維持していくかということを見ると、日本が譲歩を強いられる、あるいは大きな影響を及ぼすようではいけないので、本請願に賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願については全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、請願第7号 市道382号沼田線(一般県道椿長井線と国道287号線とのアクセス道路)の道路拡幅整備についてから、日程第5、請願第13号 W T O 農業交渉及び東アジア各国との F T A 交渉に関する請願についてまでの以上3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、請願第7号 市道382号沼田線(一般県道椿長井線と国道287号線とのアクセス道路)の道路拡幅整備についての1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第7号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第9号 公共工事にお

ける建設労働者の労働条件確保に関する意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久議長 起立多数であります。

よって、請願第9号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第13号 WTO農業交渉及び東アジア各国とのFTA交渉に関する請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助委員長。

(小関勝助予算特別委員長登壇)

小関勝助予算特別委員長 おはようございます。

平成17年第3回定例会において予算特別委員会に付託になりました、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号を初め、特別会計補正予算3件の合計4議案について審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月20日開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各補正予算の概要につい

て担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号につきましては、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第50号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の3件につきましては、いずれも起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見について十分意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第6、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

16番 藤原民夫議員 私は、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号に反対の立場で討論を行います。

反対する予算項目は、2款1項総務費1目一般管理費についてであります。